

イタリ一編



ローマのスペイン広場

I イタリーの職業訓練

(A) 職業訓練の四つの型

イタリーの職業訓練は、序編の第Ⅲ項の類型によれば、学校制度を基礎とした教育・訓練と企業ベースの見習工養成制度の併合制の類型に這入るが、この併合制方式は次の四系統に分類出来る。

1. 文部省の管轄下にある公立及び私立の職業学校（2年乃至3年コース）
これは国全体の教育組織の枠内に這入る。
2. 公共団体、準公共団体又は私的法人の経営する職業訓練センター（2年乃至3年コースの基礎訓練）。労働省が財政的支援と監理統制をする。此の範ちゅうに属する代表的事例としては南部イタリーの共同産業訓練センター（Centri interaziendali per l'addestramento professionale per l'industria - CI API）がある。
この各共同訓練センターは、南部イタリア開発事業団（Cassa per il Mezzogiorno）と労働省及びイタリヤ産業総連盟（Confederazione generale dell'industria-Confindustria）の共同協力によって今日迄活動して来たものである。
3. 企業内の見習工養成契約下に於ける現場訓練（on the job方式）に義務的関連学科を結びつけた方式の訓練で、現場訓練は労働省の統制監理を受ける。訓練期間は5年を超えないものとする。
4. 企業内訓練で、企業独自の訓練学校又は自設の設備で行う訓練であり、見習工養成契約によらず又いかなる公共当局の統制監理も受けない企業自営の訓練。

以上四つの系統の訓練の内、前者1.2.3の訓練方法によれば、訓練修了後公認の職業技能証書が与えられる。

第4の訓練方式は企業独自の自主的訓練であるから、そのような技能証書は

与えられない。尤も訓練生自身は事実上、前者 1. 2. 3 と同程度の技能或は場合によってはむしろ、それ以上の高い程度の技能を習得することがあり得る。但し、第 4 の方式には或る批判がある。即ち、企業自体の必要とする特定の技能にだけ限られた訓練しか与えないために労働者の移動に障害を及ぼすと云うのである。（転職の場合特定職種だけの技能では他の職場への適応が困難である）

イタリーでは熟練労働者レベルの技能を習得するには 8 年間の義務教育を修了して 14 才～ 15 才で、上記 4 系統の何れかの職業訓練のコースに進むのである。

参考迄に 1962/63 学校年度に於ける各職業学校又は企業内訓練センター、或は見習契約下に於ける訓練コースの修了生数を見ると：

全日制職業学校 (instituto professionale) 60,000 (卒業生)

労働省所管職業訓練センター 174,000 (卒業生)

見習工養成契約下の関連学科コース 469,800 (修了見習工)

尚、文部省の 1969～70 年度の進学指導方針としては：

全日制職業学校に進む中卒者 (義務教育修了者) 32%

全日制職業学校以外の訓練センター及び見習工訓練へ 12%

中学を了えて上級学校への進学者 56%

と云う比率を打ち出し、教育制度の枠内での職業教育、技術教育の拡充を意図している。その要因の一つは現代のイタリーに於ける見習工養成制度に産業界自体又、労働組合側からも色々の批判や改善意見が出ているからである。それについては後述する。

此の文部省の進学指導方針にからんで、教育制度振興 5 ケ年計画（所謂 Gui plan : 当時の文相の名前をとってこの様に称された）が、それ迄に検討されていたが、本計画の技術教育重点の思想は産業界の要請にも応ずるものであり、労組側も異論はなかったが各政党間の意見の調整がつかぬまま実施されるに至らなかった。

それによると 1970 年迄に義務教育修了者の進学内訳見込数は：

初級中学校 (Scuola di media) へ	550,000
全日制職業学校 (instituto professionale) へ	100,000
技術学校 (instituto tecnico) へ	100,000
上級高等学校 (lyceo) 及び師範学校へ	80,000

即ち職業学校と技術学校へほぼ同数の進学を期待した。何故ならば、過去数年の傾向は、若者の多くが職業学校よりも技術学校への進学を好み始めたからである。次の比較表を見ればその傾向が伺われる。

学校年	技術学校 (Technical school)			職業学校 (Vocational school)		
	目標	実数	増減	目標	実数	増減
1963/64	431,000	431,603	+ 603	182,000	183,188	+ 1,188
1964/65	483,000	502,413	+19,413	225,000	177,699	-47,301
1965/66	528,000	546,634	+18,634	255,000	177,792	-77,208

この対比表の示すように若者が何故に技術学校を選んだがるようになったか、その理由は、技術学校の方が職業学校よりも幾らか一般教育を多く与え、又卒業後の就職条件がよりよいし、又経済的・社会的地位を保障するが、職業学校卒業には何等公認の資格証明がないのである。

上記の対比表の示す如く職業学校の1966年度の目標数と実数の可なりの差は、Gui プランの大きな見込み違いとなった。

II 職業訓練制度への批判と改善要件

(A) 産業界、特に工業・商業・農業各会議所連盟としては、現行の見習工養成契約下の訓練方式は職業学校又は労働省所管の職業訓練センターに比較して、妥当性が欠如していると考えている。而も11才～14才の年齢層の初級中学校在学中の者で未だ義務教育の段階にあり乍ら100万人に及ぶ脱落者がある現情を打破するためにも彼等の出来るだけ多くを職業訓練施設へ導入する

ためには既存の職業学校或は訓練センターの収容能力では不充分であり、対策として、企業側の自設自営の訓練学校を増設するか又は企業が共同して訓練施設を設置して、旧来のon-the job式訓練（所謂見よう見まねの訓練）にとって替る可き方策の樹立こそ必要であると考えている。

(B) 労働組合側の批判と改善点は次の様に極めて具体的に指摘されている。第一に、文部省所管の全日制職業学校は関連学科の時間が多過ぎる、実技実習の時間ももっとふやす可きである。

第二に、労働省所管の職業訓練センターは2年間コースにわたって関連学科は1500～2400時間であるに比して企業内訓練では関連学科の時間が僅に240～360時間（年間）に過ぎない、これでは何れもバランスがとれない。

文部省所管の職業学校と労働省所管の訓練センターと、企業内のon-the job訓練+関連学科方式の訓練と三種三様の訓練相互間に国全体として見た場合、協力体制が全く欠けている。その三者間の協調の欠如こそは近時の職業訓練界に混乱を増大させているのである。又、全日制職業学校の卒業生には何ら特別の恩典がないのに技術学校出身者は卒業して就職すればtechnicianとして社会的待遇がよい。職業学校と技術学校の統合一元化による新しい型の技術職業教育機関を設置すべきではないか。

又、かかる情勢の中で思い切った改善策が政府の努力にも不拘意図する方向に進まない。その阻害的要因は、関係各省が各々その勢力範囲を確保しようとする処に意外に伏在していると云う可きである。以上の様に労働組合側はかなり厳しい批判を表明している。

※ 官僚機構の非能率

歴代政府の無力と伝統的な官僚機構の非能率は、社会変動に対応する改革を不可能にしている。5ヶ年計画を立ててもさっぱり実行されず、例えば1966～1970年の5ヶ年計画で学校増設計画による予算15億ドルの内、実際使われたのは僅に29.1%，又、6億ドルの病院建設予算も $\frac{1}{4}$ のみ消化、目標は4万ベッド下廻った。

反面、公務員数は10%増、人件費42%増で、ローマ市役所など人件費を支払うのに精一杯である。而るに中道諸派には官僚機構改革の実力ない。

III 見習工訓練制度改善の機運

前項Ⅱに於て、職業訓練制度全般に対する各層の批判や改善意見の中で、職業訓練制度の重要な型の一つ（即ち本編Ⅰ項の3の訓練方式）としての永年実施されている見習契約下に於ける職業訓練方式は依然として若い人々にとっては開放された重要な訓練の門である。彼等にとっては義務教育修了後直ちに、彼等の家計を補助するために雇用に就かざるを得ない立場にある、大部分が家庭の事情即ち underprivileged class (経済的、社会的地位の低い階層) 出身者である。

※1955年の見習工養成法 (The 1955 apprenticeship Act) ※1968
4月2日法律第424号で改正によって見習工の保護或は訓練条件の改善を意図したにも拘らず、実情は、法の条項は實際上破られていることが多い。即ち、見習工達は企業内で訓練を受けるのでなくて屢々、實際の生産作業に就けさせられ、而も彼等の将来の職種に全く関係のない仕事をやらされている。そして見習工達は雇用の当初、政府の職業紹介機関を経由せずに直接企業に就くことも屢々である。従って彼等は低賃金労働の下積みとなり、法定の見習工契約期間5年を超えても尚未だに身分が見習工としてしばられることがある。On-the-job式訓練に義務的に関連学科が附加されることにはなっていない、その関連学科の時間は週当たり、僅に3時間乃至4時間程度に限られている。これでは彼等の教育水準や眞の訓練ニーズが一般的に考慮されていないと云うべきである。工場実習場での彼等の仕事と関連学科の指導とは殆んど實際上は連繫協会していない。

以上のような相当きびしい批判が見習工養成訓練に対して表明されているが、これは決して今更新しい批判ではなく相当以前からであった。

特に労働組合側、就中C I S L (カトリック民主党系の自由労働組合連盟) のアプレンティス制度の批判は注目すべきである。即ちC I S Lは、アプレンティ

スを保護すべき 1955 年の法律が見習工訓練制度に対する技術革新下の要請に何等答えることなく、その法規の適用は効果を挙げるどころか、条項が破られている事を指適している。このままでは、見習工達は、いつ迄も半熟練工制度の立場に、放置され、又、技術革新のテンポと共に生ずる技術変化に起因する失業の事態発生の際の犠牲者は、これらの見習工達であると警告している。

IV イタリ－北部工業地帯の職業教育・訓練の振興 ミラノ市を中心とする Lombardy 地方

前各項に於てイタリ－全般の職業訓練の比較的不振と特に見習工養成制度の欠陥に対する各方面の批判の中で、経済発展の目覚ましい北部地方－ミラノ市を中心とする Lombardy 地方の職業訓練は極めて高揚され又拡充意欲が旺盛である。

事例紹介として Lombardy 経済・社会問題研究所がこの地区に於ける職業訓練活動に関する調査を実施した結果を見よう。

同研究所の 1961～62 学校年度に於ける調査は、内在する問題の将来の動向を示唆するものである。

Lombardy 地区に於ける職業訓練を受けた人員総数の分布比率は：

文部省所管の職業訓練コース	1 9 %
労働省所管の職業訓練センター	1 1.8 %
ロンバルディ州組織による技術教育コース	5 1.2 % (逐年増加)
その他の組織による訓練 (使用者又は 宗教団体等の自設自営の訓練)	1 8 % (増加傾向)

特に注目すべき傾向は、職業学校入学生徒の数の実質的増加が、ミラノ市の場合 11.2.6 % であり、之れに反してイタリ－全土では此の種の学校への入学数が減少傾向を (1962 年度の 8 万人から 1966 年度の 7.4 万人へと) 示していることである。

即ち、経済的成长率の高い地域、特に北部工業地帯の要請に応じて職業学校のウエイトも高くなっていくことを裏付けるものと云える。

尚、職業訓練生の訓練時間と、そこに占める実技実習時間の割合を職種別に示すと次のようである。

	昼間訓練コース時間数	夜間訓練コース時間数
	時間 1,100 ~ 4,410	700 ~ 1,575
家具工 訓練生	実技実習 (実習 の占める%) 43%~70%	(実習 17%~43%)
機械 製図工 訓練生	980~3,885 製図実習 (技術 26%~68%)	320~1,690

註：(訓練時間は上記の如く Lombardy 州内各訓練施設でまちまちであり、又、それぞれの入所要件が相異している。ミラノ市の夜間コースは殆んど私立の訓練施設で実施している。年間の料金 7 万リラ - 9 万リラと可なり高額であり、20 万リラもかかるケースもある)

問題点として Lombardy 経済・社会問題研究所が指摘したことは：

1. 職業訓練各施設の管理責任当局が多岐不同であるため、各訓練施設共通のカリキュラムの基準とか共通の指導方法を採用しようとする点
2. 多くの場合、職務記述書が存在しないこと
3. 学校側で作業環境を正しく再現するのに失敗している。指導員の指導のあり方は旧態依然として昔流のままで又抽象的すぎる。
4. 職業教師の訓練内容には教育学的要素があまりにも貧弱である。

職業訓練全般の制度の再編成と、簡素化された而もはっきりと定められた根拠に基づいての調整が望まれている。そして職業学校が他の各教育施設とともに密接な連繋があるべきこと及び生徒達が職業コースから他の系統の教育コ

スへ移ることも容易ならしめるような措置も期待さるべきである。（訓練コースの脱落者を助ける対策として）

V 職業教育と見習工養成制度の 再編成に関する改革案

.....イタリ－商業・工業・農業会議所連盟附属職業及び
技術教育共同委員会の提案.....

上記の共同委員会（Commissione intercamerale per l'istruzione tecnica a professionale）は、各会議所連盟附設機関として、1962年設置され、従来イタリ－産業界の立場から職業教育と見習工養成制度の再編成問題について検討活動を続けている。1965年12月の報告は各会議所の承認を得た結論として今後の改革の方向を示唆するものであるから要旨を摘記する。

1. 職業教育1年コース新設の提案

14才で義務教育を終了すべき生徒が卒業証書を取得出来ないでいる者達については、更にもう1年学校に留年して15才迄続けるべきである。その場合学校にはいたくないと思う生徒又は職業学校に通学するのが困難と思う生徒達に1年コースの職業教育コースを利用させるのである。（この提案は実はアンケート調査で反対が多かった）

2. 義務教育年限の延長案

義務教育年限は延長すべきである。但し現在のところ、これを近い将来に実施することは困難であろう。（ミラノ地区では可能性が最も大きい）現在最も緊要なことは、義務教育修了後進学すべき、各学校の数と収容能力が各州に於て果して充分であるかを確認することである。

3. 多目的訓練の確立

職業訓練は、それが文部省所管の学校又は労働省所管の訓練センター或は

公私団体その他の運営するセンターの何れで実施されるにしても、職業訓練の場では必ず最低必要度の一般教育、社会的市民的教養及び基礎科学や工学理論や作業実習つまり関連職種群に有益な科目を提供しなければならない。

実技実習を過重して専門化し過ぎた訓練とか、余り一般普通化すぎる訓練は何れも避けるべきである。

訓練は、生徒又は訓練生に、批判的感覚と観察能力を啓発すべきである。

4. 職業訓練修了者の公的資格付けの問題

現在の技術学校の目的は、テクニシャンの養成であり、職業学校の目的は、熟練工又は半熟練工の養成が主眼であるが、後者については、卒業者の修了に対し何らの公認の資格付けがない。

各会議所としては、両系統の学校（技術、職業共に）の卒業証明が、例外なしに、公的に認められるべきだとの見解を、今後も保持するものである。そして、そのような証明書の保有者がその後も教育や訓練を続けてゆけるような措置がとられなければならない。

5. 職業学校の改革案

職業学校は、3年制訓練とし、関連学科と実技実習の両部門から構成されるべきであり、現行の2年訓練と3年訓練の区別には反対意見が多い。

職業学校に於ける職業訓練の最終目標は職種履習証明書にある。これによって熟練工とし雇用される保障とすべきである。

6. 見習工養成制度改善点

現行の企業内見習養成制度は、職業学校や訓練センターに比して、適切な職業訓練の形態ではない。何故なら、そこでは充分に広汎な訓練は与えていない。而も監理面が不充分であるし、所要の関連学科指導の問題が未だに解決されていない。

企業自設の学校又は企業共同設置の学校又は訓練センターの数が、実質上増加して、関連学科が相当に改善された暁には見習工養成方式も容認出来る訓練形式となるであろう。又、義務教育年齢が将来14才から16才に延長されるような時期が来れば、それも容認出来る訓練形態となるであろう。

訪問事例

I FIAT 社訪問

JULY 7. 1969

CORSO MARCONI 10/20 TORINO, ITALY

面接者： Dr. CESARE PALENZONA (人事部)

世界有数の自動車メーカー、フィアット社は又 "Giovanni Agnelli" の名を冠した、中央訓練学校を自設自営して、従業員と見習工の職業教育と実技訓練を実施している。

中央訓練学校は近代的設備と実習場、機械設備、電子装置教室、製図室、体育館、集会所、保健衛生設備等の完備したヨーロッパでは此の種職業訓練施設のモデル・スクールと云われる。

(A) 1,100名の学生が技術学校又は職業学校を修了した後入所試験（知能と適性検査）で選択されて、3年コースと1年コースの職種別のコースに這入る (Diplomaコース)

社内作業が高度多岐であるから、約100種類の異なる課題に別れて一貫的な知識と実習を受ける仕組みである。

参考として、電子工学系の訓練生の2年コースの学習と実技のカリキュラム※を例示する。各コースとも全日制の訓練である。

即ち、フィアット社の訓練学校に於ける実技実習と理論の時間数対比は2:1である。各国の職業訓練施設に於ける実技(P)と理論(T)の対比は平均的に3:1から次第に2:1の割合に移行しつつあり、それは高度の知識と理論を要する職種が増加するにつれて、その傾向が著しい。

各国別の具体例については拙著「ヨーロッパの技能者養成」（昭和42年度訓大調査研究報告書11号11頁～13頁参照願いたい）

※ 例 示 フィアット社、中央訓練学校（専門学校レベル）

実用電子工学 2年制訓練コース（全日制）

1 年 度		2 年 度		
週当たり 時間数	教科・科目	科 目	週当たり 時間数	教科・科目
2	無理式・対数・一般角の 三角関数・図学の基本	電 気 工 学	2	図学・複素数・ベクトル
2	静電気・磁気・交流・電 気計測・電気機械		2	変圧器・多相交流・同期電動機・ 工業加熱・電気化学
2	電気設備一般：発電・変 電・送電・及び受電設備		2	工業設備一般：遠隔制御・始動裝 置・機械設備の中で用いる電気設 備・交直変換設備他
2	電子管・增幅回路・ろ波 器・電磁波		2	変調・電子頭脳装置・電子計算機 トランジスター・電子計測装置・ テレビジョン原理
7	伊・英語・公民・宗教教 理・体育		7	伊・英語（上級）法律・社会・公 民・教会と国家の権威・体育
学科 1 5 時間			学科 1 5 時間	

1 年度 週当たり学科理論 15 hr 15 hr 2 年度
実技実習 29 29

44 hr 44 hr

(B) 見習工訓練

義務教育修了者も知能と適性検査の試験により選択して入所させる。

養成職種は、機械工。製図工が主であり毎年 400 名の訓練生を養成して
いる。

職業学校出身者は 1 年コース、義務教育（8 年）修了者は 3 年コースで
それぞれ訓練されて同格として取扱われる。

(C) 短期訓練（3ヶ月～6ヶ月）

既にテクニシャン又は技師の資格保有者でも始めて入社した者は、ファット社の業態には始めての経験であるから、社内作業に適応する経験上毎年数百名の技師やテクニシャン達が3ヶ月乃至6ヶ月の短期訓練を受けるために中央訓練学校に入所する。

注目すべき点は、此の学校は会社自設自営ではあるが完全な学校形式であるから、学校内では実際の生産作業はやらない。団体契約に基づいて、訓練生達はあく迄、生徒或は学生として扱われる。従って労働者とか見習工として扱わないのである。

II ILO国際センター（イタリー・トリノ市）

7月8日訪問

140 Corso Unita d'I talia, 10127 TURIN, ITALY

面接者： Mr LUIGI ARMANINO

広報担当のアルマニノ氏のセンター開設以来現況迄の説明の後センター内部及び外国留学生宿舎等見学。概要次の通りである。

ILO のトリノ高等職業技術訓練センター紹介

the International Center for Advanced Technical and Vocational Training

(a) トリノ国際訓練センターの設立

1963年3月 ILO理事会はイタリーのトリノ市に高等職業技術国際センターを設けることを全会一致で決めた。開発途上の諸国の必要とする技能者の訓練の目的のためにイタリー政府とILOとの協力により、伊国はセンターの建物の提供、運営費、若干の機械供与を申出た。

1963年5月、ILO理事会は、トリノセンターは高級技能者の養成機関であり非営利的な国際技術機関であるべきことを採択した。

1964年10月、ILOとイタリー政府との間でセンター設置の協定が調

印された。

1965年5月、イタリア議会の批准を得てこの協定は有効となった。

1965年10月、最初の訓練生約350名が全世界の各国から選ばれて入所することになった。

1966年3月、センターの開所式が行われた。訓練生数350名が40ヶ国から集まる予定（将来600名収容予定である）現在既に60名以上が台湾、フィリピン、シンガポール、セイロン、イラン、チリ、その他アフリカ、中南米各国から来所している。

尚、1969年度は海外50ヶ国から232名を受入れて研修中である。

(b) 訓練計画と目標

訓練プログラムは五段階に分れ、熟練工、職長クラス、第一線監督クラス、指導員、専門技術者、下級監理者の訓練を実施する。

訓練内容

基本産業（basic industries）関係、一般機械工作実習、機械保全、整備、電気、電子工学関係実習、自動車、ディーゼルエンジン整備補修、建築、製図、板金溶接、農業機械整備、補修等である。

訓練期間は1ヶ年で将来の中堅技術指導員を目指して訓練される。

(c) 訓練指導職員

1. センター専任の教師と監理者、彼等は監理の能力を有し職業技術訓練の経験があり先進工業国で実務の経験を有している者、訓練計画を立案し実施する責任を有する。
2. 経験ある技術指導員、工場経験を有し直接訓練生の各グループを指導する責任を有す。センターに於ても又、工場で実際的に作業中でもその責任を有する。
3. 理論指導の講師及びパートタイムの教師
特別契約により外部から招へいする（例は労働行政等の講義）
4. 現場実習指導員

実習場に於ける実際の実技訓練の責任を負う。

(d) 先進国よりのセンターへの協力

先進各国から所要機械がセンターに拠出されているが、優れた工作機械がイタリー 15台、米国 14台、ベルギー 5台、日本より 5台、英独、ユーロー、ルーマニア各 1台、計 43台が拠出された。(日本の場合は ILO の提出要求に応じて拠出額 12万ドルを約束し、この金額を日本よりの工作機械提供に充当した。)

初代センターの所長 (Director) にはフランス政府の前労働大臣 Paul Bacon 氏が任命された。その後 1966年 1月 1日付でフランスのフィリップ・プラモンド氏が二代目所長となり、Bacon 氏はフランス所得物価調査センター所長に転じた。

尚、案内者アルマニノ氏より、日本よりの機器の贈与は感謝するが、実際のセンターの技術指導者として、機械系又は電気技術系の大学教授又は技術指導員の日本よりの派遣援助を特に切望するとの表明があった。

III CGIL (Confederazione Generale Italiana del Lavoro) イタリー労働総同盟

7月9日訪問

CORSO D'ITALIA 25, ROMA

面接者: Mr. EUGENIO GUIDI

Mr. DINO COLAROSSI

イタリーの職業訓練制度特に見習工養成制度の批判意見は、前編 II の(B)に於て既に説明した通りであり又 III の項に於ける CISL の意見とも一致しておるので、茲では省略する。

尚、GUIDI 氏の説明によれば、教育制度改革にあれ程力を入れた GUI 文相の 5 年計画も見透しの失敗と、教育の機会均等の精神の欠如で、計画案は挫折し、彼は国防大臣に転出した由である。

更に附言すれば、国の教育政策は、現在の学校施設そのものが量的に不足している点からも又、一般普通教育と職業教育の古くからの分離状態が旧体依然たる以上実効は期待出来ないとの見解である。

労働者の地位を、テクニシャンの立場に更には又、月給制被用者の立場に引き上げようとする一般社会的盛り上りがあるに拘不拘教育の場では依然として労働者の教育機関たる技術職業系学校のランクを最底に置いて、上級進学教育機構だけを改変しても、決して国家教育制度の改革とは云えない。

当面の考え方としては公立の職業訓練施設を中心に拡充整備して行く方針には賛成だが、何れ組合側としての共同訓練施設を整備して、私立の職業学校とか、宗教団体の職業学校を全て統合一元化すべきである。そして逐次、各系統の職業教育施設の一元化に進むべきであるとの意見開陳があった。

労働省所管の職業訓練センターへの学生参加の要望は1969年度上昇を示して来た。これはCGIL自設の職業訓練施設も同じ問題にぶつかっている。(ECAP)ミラノの或る訓練センターでは試みにその運営について理事者に職員と定期的に話し合う学生自治会がある。CGILの運営するECAPセンターにも、学生参加のためのそのような学生自治会があるべしとの意見もある。つまりECAPの各州委員会の中に学生代表も送りこむ案である。その場合学生代表も各委員と共にセンターに於ける教科課(Syllabi)や、参考図書の選択や実習場施設等に關し月例会で討論する仕組である。